

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和五年十月三日付けをもって、青森県沖日本海（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和五年十月三日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

青森県沖日本海（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

- 北緯四〇度五四分五九秒東經一四〇度一八分一五秒の地点
- 北緯四〇度五五分一一秒東經一四〇度一七分三〇秒の地点
- 北緯四〇度五五分四五秒東經一四〇度一六分二八秒の地点
- 北緯四〇度五六分九秒東經一四〇度一六分五秒の地点
- 北緯四〇度五四分五一秒東經一四〇度一三分二一秒の地点
- 北緯四〇度五二分五七秒東經一四〇度一二分五二秒の地点
- 北緯四〇度五二分一六秒東經一四〇度一二分四二秒の地点
- 北緯四〇度五一分二八秒東經一四〇度一二分一三秒の地点
- 北緯四〇度五〇分九秒東經一四〇度一一分二八秒の地点
- 北緯四〇度四九分九秒東經一四〇度一〇分四一秒の地点
- 北緯四〇度四八分二九秒東經一四〇度九分五七秒の地点
- 北緯四〇度四七分三七秒東經一四〇度九分一二秒の地点
- 北緯四〇度四六分五九秒東經一四〇度八分一七秒の地点
- 北緯四〇度四六分三九秒東經一四〇度七分二七秒の地点
- 北緯四〇度四五分四秒東經一四〇度八分四四秒の地点

平面図

